

水痘の流行について（警報）

令和3年（2021年）12月23日（木）15時00分

北海道名寄保健所

（北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室）

TEL 01654-3-3121 FAX 01654-3-3224

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和3年（2021年）第50週（令和3年（2021年）12月13日～令和3年（2021年）12月19日）において、名寄保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、名寄保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の感染予防には予防接種が有効です。水痘患者との接触後、72時間以内にワクチンを接種すれば、発症の予防及び軽症化ができると言われています。

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がることから、最も感染しやすい感染症の一つとされています。

なお、平成26年10月から、生後12ヶ月から生後36ヶ月に至るまでの方を対象として、水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘とは、水痘一帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	令和3年第46週 (11/15～11/21)	令和3年第47週 (11/22～11/28)	令和3年第48週 (11/29～12/5)	令和3年第49週 (12/6～12/12)	令和3年第50週 (12/13～12/19)
名寄保健所	-	6 (2.00)	1 (0.33)	1 (0.33)	6 (2.00)
全道	33 (0.24)	19 (0.14)	24 (0.17)	31 (0.22)	-
全国	379 (0.12)	445 (0.14)	513 (0.16)	450 (0.14)	-

※令和3年第50週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘警報・注意報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した警報・注意報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の警報・注意報レベル>

	警報		注意報
	開始基準値	終息基準値	基準値
定点あたり患者数（人）	2	1	1